

R7 公募型指名競争入札（期間入札） 第 CC〇ー1 号 令和7年度高松市下水道総合地震対策計画 （処理場・ポンプ場）策定業務委託	下水道施設課
--	---------------

次の条件により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する高松市契約規則（※）、高松市公募型指名競争入札試行要領（※）、高松市期間入札試行要領（※）、期間入札（試行）に関する留意事項（※）入札参加の心得及び契約事項その他指示事項を遵守の上、入札参加希望者は必要書類を提出してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」>「入札・契約情報」>「契約監理課ホームページ」の「契約事務全般など」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を**令和7年8月20日(水)まで**に下水道施設課（香東川浄化センター）に提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	令和7年度高松市下水道総合地震対策計画 （処理場・ポンプ場）策定業務委託
2 業務の履行場所	高松市屋島西町外21町地内
3 業務の種類	土木関係建設コンサルタント
4 業務概要	高松市下水道総合地震対策計画（処理場・ポンプ場）策定一式
5 履行期間	契約締結日から令和8年3月17日（火）まで
6 予定価格	23,720,000円（税抜き価格）

7 最低制限価格	設定しない
8 業務の保証期間	完了の日から3年間
9 入札保証金	要しない
10 契約保証金	要する。（契約金額の100分の10以上の額（高松市契約規則第24条各号に該当する場合はこの限りでない。【注意事項】（8）参照）） ※ 高松市契約規則第24条第4号に該当する場合は、契約保証金免除申請書の提出を要する。
11 支払条件	（1）前金払 有り （2）部分払 無し （3）完了払 有り （業務完了検収合格後、適法の請求があつてから30日以内に支払いを行う。）
12 入札参加条件	（1）申請日現在、当該業種において高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録されて連続して2年を経過している 市内企業 又は 準市内業者 （市内企業の定義は高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。 （2）高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 （3）過去15年以内（一次下請実績の場合は、7年）に完了した次の履行実績を有すること（発注機関は高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準に記載のものに限る。）。 下水道終末処理場又はポンプ場における、下水道総合地震対策計画業務で、実績として契約金額1,582万円以上の履行実績を有すること。なお、13入札参加申請で求める、実績調書に入札参加条件に適合する実績の履行内容及び金額明細が確認できる書類も添付すること。 〔契約金額（設計変更は変更後契約金額）は、消費税及び地方消費税を除いた金額をいう。また、実績には、共同企業体方式での受注実績（出資比率相当分）を含む。〕 （4）高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 （5）指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 （6）業務の内容に適合した管理技術者等を配置できること。
13 入札参加申請	（1）入札に参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。 ア <u>入札参加申請書</u> イ <u>実績調書</u> （2）提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。 （3）提出場所 郵便番号 761-8012 高松市香西本町762番地 高松市都市整備局 下水道施設課 香東川浄化センター

1 4 参加申請書提出期間	令和7年8月12日（火）から 令和7年8月20日（水）（必着） （ただし、持参による提出については、午前9時から午後5時までとする。）
1 5 指名（非指名）通知	（1） 入札参加資格の有無について、令和7年8月27日（水）午後5時までにFAX又はEメールにて連絡する。 （2） 入札参加資格を有すると認めた者には入札通知書を、入札参加資格を有しないと認めた者にはその理由を記載した書面を送信する。
1 6 現場説明（現地確認）	実施しない。 （設計書、仕様書、位置図はダウンロードできます。）
1 7 質問及び回答	（1） 業務の内容に関する質問がある場合は、令和7年9月1日（月）正午までに、質問書を指定の様式により、FAXで13(3)に定める宛先に送信すること。 （2） 質問書受付後、質問に対する回答を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 ア 公表期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月4日（木）まで。（初日に限り午後1時までに閲覧開始） イ 公表方法 本案件を掲載しているホームページ上で公表するものとする。
1 8 入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和7年9月3日（水）から 令和7年9月5日（金）午後5時まで 提出先 13(3)に定める提出場所 （注）1 持参の場合は、休日を除く。 2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前9時から午後5時まで。郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による提出の場合は、令和7年9月5日の午後5時までに必着させなければならない。
1 9 開札	日時 令和7年9月8日（月）午前10時 場所 高松市香西本町762番地 香東川浄化センター 1階 会議室
2 0 再度入札	無
2 1 開札立会人	原則として、入札者の立会いは求めない。
2 2 その他	（1） 約款は高松市土木設計業務等委託契約約款を使用する。 （2） 本案件は、高松市公募型指名競争入札試行要領第10条の規定（公募型指名競争入札の中止）は適用しない。
2 3 問合わせ	高松市香西本町762番地 高松市都市整備局 下水道施設課 香東川浄化センター 電話番号 087-842-5421 FAX 087-842-5423 メール gesuisisetsu@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

- （1） 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 令和4年1月1日から、行政手続に係る押印等の見直しに伴い、入札参加申請書及び入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない入札参加申請書又は入札書を提出する場合は、入札参加申請書または入札書の余白に、責任者（事務を担当する部門長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となる。
- (7) 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。
- (8) 契約保証金は次に定めるところによる。
- ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (9) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (10) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。
- (11) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるとき

は、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(12) その他

ア この公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、高松市契約規則、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則及び高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領その他関係規程の定めるところによる。

イ 提出された入札参加申請書、確認資料等、一切の書類について返却はしない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第 26 号の運用基準】

平成 24 年 6 月 1 日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第 26 号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおりに定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
 - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
 - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページ (https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.htm) を御参照ください。

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5) 以外は、法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこ

と。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 本業務の設計は、香川県の設計及び測量・調査業務等積算単価表等により積算しているので、この点に留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

上記で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。